

瀬戸内海環境保全基本計画の主な変更ポイントについて

～『豊かな瀬戸内海』の実現を目指して～

資料2

背景及び経緯

- 瀬戸内海環境保全基本計画は、瀬戸内海環境保全特別措置法第3条に基づき政府が策定する、瀬戸内海の水質の保全、自然景観の保全等に関し、瀬戸内海の環境の保全に関する基本となるべき計画（以下「基本計画」という。）であり、計画は昭和53年に閣議決定により決定され、以降、平成6年に一部変更、平成12年に全部変更が行われている。
- 基本計画は平成12年12月の変更から10年以上が経過し、生物多様性の向上等の新たな課題が出てきたことから、中央環境審議会において、平成24年10月に「瀬戸内海における今後の目指すべき将来像と環境保全・再生の在り方について」の答申が出された。
- 平成25年4月、中環審水環境部会に「瀬戸内海環境保全小委員会」が設置され、7月以降、平成24年10月の答申を踏まえ、基本計画の変更について審議を行っているところである。

答申の概要

瀬戸内海の
3つの価値

「庭」
景観、憩いの場、
生物生息場

「畑」
高い生物生産性

「道」
ヒトとモノが行き
交う海の道

今後の目指すべき将来像

豊かな生態系サービスを将来にわたり享受し、生物が生息していけるよう
3つの多面的価値・機能が最大限に発揮された『豊かな瀬戸内海』
⇒ 湾・灘等の規模で**海域の状況や特性に応じた『豊かな海』**

豊かな瀬戸内海の
望ましいイメージ

- 美しい海
- ◆ 多様な生物が生息できる海
- 賑わいのある海

答申を踏まえて

現行基本計画からの変更の主なポイント

- 現計画も含めこれまでの計画において、期間を設けておらず進捗管理の規定がなかったため、**計画の期間を設け、施策の進捗状況について点検**を行うことを明確化
- 『豊かな瀬戸内海』という考え方を踏まえ、生物多様性の観点から、藻場・干潟等の保全を含んだ**「沿岸域の環境の保全、再生及び創出」**を新たに目標立てし、今後の施策の方向性の明確化
- 水質保全に関して、水質汚濁防止のための保全に加え、**地域性や季節性に合った水質の管理が重要**であるため、水質保全の目標に**管理の観点を追加**
- 生物多様性の観点からも、水産資源が、生態系の構成要素であり限りあるものであるため、**「水産資源の持続的な利用の確保」**を新たに目標立てし、今後の施策の方向性の明確化

現行基本計画

水質の保全

自然景観の
保全

基本計画(案)

**沿岸域の環境の
保全、再生及び創出**

- 底質改善対策・窪地対策の推進
- 環境配慮型構造物の採用
の観点を新たに追加

**自然景観及び文化的
景観の保全**

- エコツーリズムの推進
の観点を新たに追加

水質の保全及び管理

**水産資源の
持続的な利用の確保**

- 森・里・川・海のつながりに配慮した**地域における里海づくり**
- 科学的データの蓄積及び順応的管理のプロセスの導入
の観点を追加